

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成12年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本21」（平成12年～）は、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し疾病の発症を予防する「一次予防」を重視した取組が推進されてきました。

平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」では、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支えあいながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康増進の総合的な推進を図るために、下記の5つの基本的な方針が示されました。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCDの予防)
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

本町では、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画として、平成18年3月に「早世の予防」「健康寿命の延伸」を目標に「にしはら健康21」（平成18～平成27年度）を策定し、平成26年3月には国の健康日本21（第2次）において示された基本的な方針を受け、「にしはら健康21（第2次）」として計画を改定し取組を推進しています。

2 計画期間

本計画は、平成26年度（2014）から平成35年度（2023）までの10年間を計画期間とし、必要な場合には、見直しを行います。また、平成29年度には中間評価を行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの基本方向を示した「西原町まちづくり基本条例」の基本方向に即して策定するとともに、上位計画となる「健康日本 21（第 2 次）」および「健康おきなわ 21」の下位計画として位置づけられます。

計画の策定にあたっては、高齢者の医療の確保に関する法律において、医療保険者に策定が規定されている町の保健事業実施計画(データヘルス計画)、特定健診等実施計画と整合性を図ります。

また、本町の「西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン）」や「西原町次世代育成支援計画（新にしはらわらびプラン）」等関連する他の計画との調和を保ちます。

